



アプローチレター

令和8年10月号 NO.50

10月になってもまだ残暑が続いておりますが、お変わりなくお過ごしでしょうか。朝夕はいくぶん涼しくなり、いよいよ「食欲の秋」の到来です。お店に新米や秋の味覚が並ぶのを見ると、ついつい目移りしてしまい、いつも以上にお腹が空いてしまいますね。夏の疲れが出やすい時期ですが、美味しい秋の味覚をたくさん食べて、元気に乗り切りましょう。



【インデックス】

1. AMC1000人突破！
2. 「企業価値担保権」制度スタート
3. アプローチ相談室
4. アプローチ女子会
5. アプローチ外部講師派遣のご案内
6. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

安立	裕司
田中	真由美
三浦	昂大
安田	真悠



1. コラム

アプローチメンバーズクラブ（AMC）メンバーが1000人突破！

アプローチメンバーズクラブ（AMC）をご存じですか？

いつもアプレターをご愛読いただきありがとうございます。
当法人が運営する「アプローチメンバーズクラブ（AMC）」の会員数が、おかげさまで1,000人を突破いたしました！アプローチに関わってくれた人たちに何か役に立てることはないか？と思って始めたAMC。最初の1人から始まってついに1000名！すごく嬉しいです。

会員になると、次の様なメリットがあります。

些細な疑問もすぐ聞ける：ネットで悩む前に専門家へ直通相談
最新の法改正情報：相続や不動産の知っておくべき知識を定期配信
安心の土業連携：税理士や弁護士などへもワンストップで連携
セミナー無料招待
ご依頼頂いたときの割引、等々

実はこのAMC、過去にご依頼いただいた方に限らず、「どなたでも・無料」でご入会いただけます。
「トラブルが起きてから慌てる」のではなく、
「普段から気軽に聞ける専門家をキープしておく」ための仕組みです。

ご自身はもちろん、相続や事業で悩むご家族・ご友人にも「こんな便利な相談先があるよ」と教えてあげてください。登録は司法書士法人アプローチのホームページから簡単にできます。または次のQRコードからどうぞ。スマホから1分で完了します。

今後とも司法書士法人アプローチをどうぞよろしくお願い致します。

安立裕司



2. 「企業価値担保権」 制度スタート

担当：田中真由美

不動産、動産・債権(A B L)...に続く、新たな担保制度 「企業価値担保権」 制度スタート！新たな資金調達と事業承継へ

いつもご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて今回は、中小企業の経営者の皆様にとって重要な経営課題である「資金調達」と「事業承継」に関する、新たな制度をご紹介します。

2026年5月25日に施行された「事業性融資の推進等に関する法律（事業性融資推進法）」により、新たな担保制度として「企業価値担保権」が創設されました。

これまでの不動産担保や動産・債権担保（A B L）とは異なり、企業の事業そのものが生み出す価値に着目した制度であり、新たな資金調達的手段としてだけでなく、事業承継の場面における活用も期待されています。今回は、この「企業価値担保権」とはどのような制度なのか、また、中小企業の資金調達や事業承継にどのように活用できるのかを、分かりやすくご紹介いたします。

1. 企業価値担保権とは？～「モノ」から「事業の力」へ～

これまで金融機関から融資を受ける際、不動産、動産、債権などの有形資産を担保にしたり、経営者個人の保証（経営者保証）を入れることが一般的でした。

しかし、新設された企業価値担保権は、会社が持つノウハウ、これまで築いてきた顧客基盤、ブランド力といった「無形資産」や「将来の収益性」を含めた「事業価値全体」を担保とする新しい制度です。

これにより、これまで担保にできる有形資産に乏しかった企業でも、事業の将来性や成長性を評価されることで、資金調達がしやすくなることが期待されています。

2. 中小企業におけるメリットと「事業承継」への影響

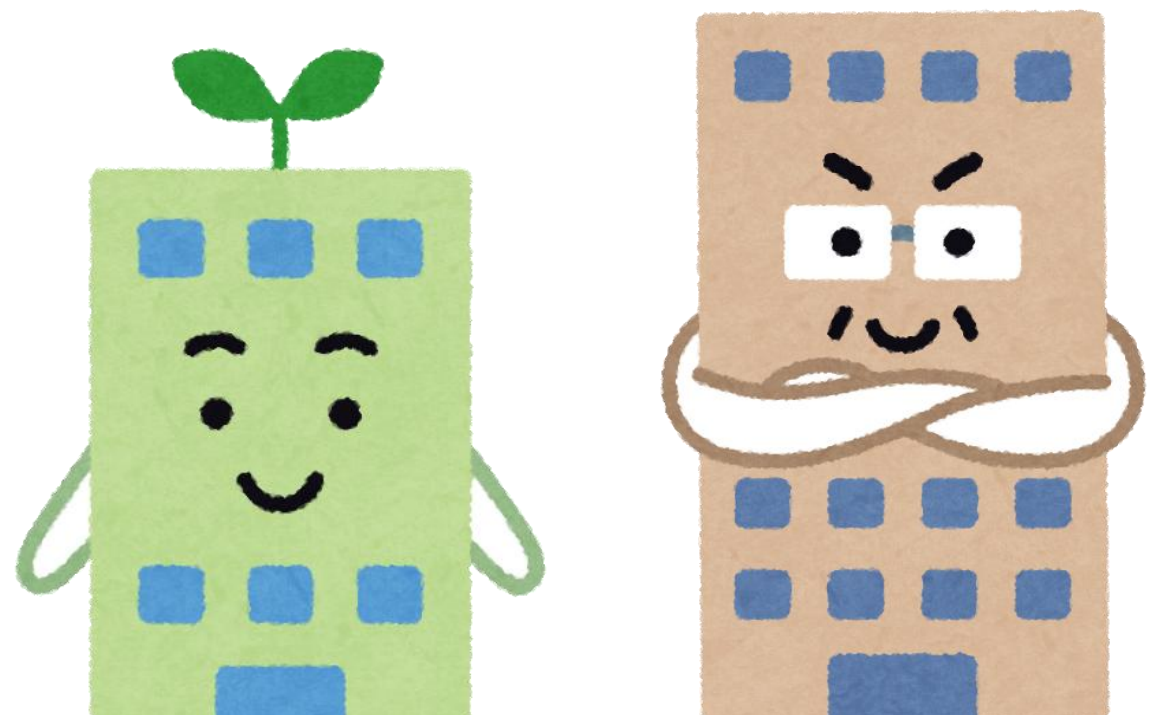
この制度は、スタートアップ企業はもちろんのこと、事業承継の局面においても非常に有効な選択肢となり得ます。

- ・ 後継者の負担軽減

不動産担保や経営者保証に過度に依存しない融資制度であるため、「個人保証を背負うのが重荷で会社を継げない」といった後継者不足問題の解消につながる可能性があります。

- ・ 成長のための前向きな資金調達

後継者が新たな設備投資や事業拡大を進めたいと考えた際にも、現在の事業基盤や将来の成長可能性そのものを評価して融資を引き出せるようになります。



3. 制度の仕組みと「登記手続き」の重要性

企業価値担保権を設定するためには、内閣総理大臣から免許を受けた信託会社等と「信託契約」を結ぶ必要があります。

万が一事業が行き詰まり担保権が実行される場合でも、原則として事業を解体（バラ売り）することはせず、裁判所から選任された管財人のもとで事業を維持しながら一体としてスポンサーへ事業譲渡を目指す仕組みになっています。

そして、この担保権の効力を発生・保全させるためには「登記」が不可欠となります（効力発生要件）。当該登記は、不動産登記簿ではなく商業登記簿にされるため、会社の本店所在地を管轄する法務局へ登記申請を行うことになります。

【登記記載例】

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日	令和〇年〇月〇日受付
		受付番号	第〇号
		原因	令和〇年〇月〇日企業価値担保権信託
		権利者その他事項	企業価値担保権者 名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇銀行

※登録免許税：設定登記30,000円/移転・順位変更・抹消登記各々6,000円

登記事項は必要最小限に限定されており、被担保債権の範囲や極度額などは登記事項ではありません。

企業価値担保権は会社の総財産を対象とする制度であるため、不動産ごとの登記ではなく、会社ごとの商業登記によって公示する仕組みが採用されています。

4. 最後に

企業の成長を後押しする画期的な制度ですが、注意すべき点もあります。

企業価値担保権を利用する際には、信託会社への信託報酬といった別途のコストが発生します。

また、全く新しい法制度であるため、法的なガイドラインの整備や金融機関側の受け入れ準備に時間を要しており、施行されてすぐに全ての企業が利用できるわけではないのが現状です。

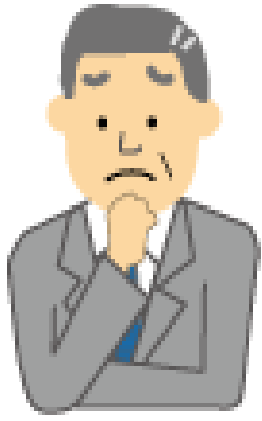
すぐに利用を検討するフェーズにはなくとも、資金調達の「新しいカード」としてこの仕組みを知っておくことは、今後の経営戦略において大きな意味を持ちます。

どんな案件にも果敢に挑むアプローチ！

企業価値担保権をはじめ、資金調達や事業承継についてご不明な点やご相談がございましたら、ぜひお気軽にお問い合わせください！

3. アプローチ相談室～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

担当：三浦 昂大



Q 株式会社を設立したのですが、
変更がなければ何もしなくても良いですか？



A

変更がなくても登記をしなければならない事項があります。それは「役員の変更」です。まず会社法上の「役員」とは、取締役、監査役、会計参与の三種類のことを指します。

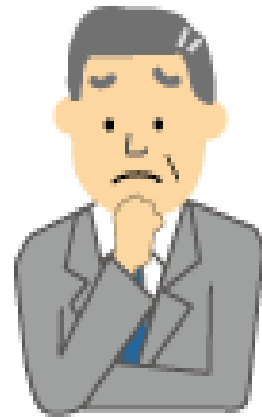
（監査役、会計参与を設置するかどうかは場合によっては任意。）

いやいや、ちょっと待って、役員の人には辞めないよ！変わらないよ！と思う方も多いと思います。個人経営や親族間、仲間内で経営している会社などは役員が変わらないことも多いです。しかし、法律で役員の任期が決まっているため、同じ人が同じ役員となる場合でも、重任登記をしなければなりません。

（重任登記とは、役員の任期満了と同時に同じ人が同じ役職に再び就任する場合に行う登記手続きのことをいいます。）

法律の規定により、取締役の任期は2年となります。ただし、非公開会社（発行しているすべての株式について譲渡制限がある会社）は、定款により最大10年まで伸長できます。同様に監査役の任期は4年、会計参与の任期は2年と決められています。またどちらも非公開会社は最大10年に伸長できます。したがって、株式会社を設立した場合、最低でも10年に1回は登記をしなければなりません。

なお、法人（一般社団法人や医療法人など）や会社の種類の違い（合同会社などの持分会社や特例有限会社など）によっては、任期の伸長ができない場合、法律に任期の規定がなく登記の必要がない場合もあるので注意が必要です。



Q では、登記を忘れていたらどうなるの？



A

休眠会社となってしまう可能性があります。休眠会社とは、最後の登記から12年経過している株式会社（一般社団法人等は5年）のことを言います。

法律によって、登記すべき事項が発生した場合、2週間以内に登記する義務があるため、12年も登記がなければ活動していない会社としてみなされてしまうということです。

また、2週間以内に登記をする義務があるにも関わらず登記を怠った場合、過料が科されます。（実務上、多少遅れたくらいでは過料が科せれないことが多いですが、気づいたらできるだけ早く登記手続きの相談をしてくださいね。）

休眠会社となってしまった場合どうなるの？と思ったそこのあなた！アプレター第十号をチェックしてみてくださいね！

会社の任期や休眠会社についてなど法律的なことは、難しくよくわからないことも多いと思います。司法書士法人アプローチでは、会社の定款と謄本をFAXもしくはメールでお送りいただければ、取締役の任期が切れていないか等無料で相談・診断いたします！

他にも現在の法律に適した定款であるかどうか、会社に合った組織体制かどうか不安な方や、新規事業を行う予定の方、新しく会社を設立しようと考えている方、最近何か登記した記憶ないな・・・と思いついた節がある方はぜひ当事務所にご相談ください。

4. アプローチ女子会

担当：安田真悠

朝晩はわずかに秋の気配を感じるものの、日中はまだ残暑が厳しい毎日が続いていますね。
先月9月は久しぶりの大型連休がありましたが、皆様はいかがお過ごしでしたでしょうか。

そして10月といえばハロウィーンの子供の季節ですね！かぼちゃのランタンやおばけのモチーフが街にあふれ、大人も子どももワクワクする楽しいイベントが盛りだくさんになる時期です。
私は友人たちとお菓子パーティーをしようと計画中です。ハロウィーンモチーフのスイーツを持ち寄ったりして、のんびり過ごせたらいいなと思っています。

朝晩の寒暖差が大きい時期ですので、皆様どうぞお体に気をつけて、実り多き秋をお過ごしください。



5. アプローチからのお知らせ

R8.8.10
当事務所の司法書士山田涼太が、
認知症・相続の対策セミナーを行いました。
ご参加いただいた皆様ありがとうございました。
次回開催時には、ご参加お待ちしております！

次回のアプローチセミナーは、12月を予定しております。
詳細決まり次第、AMC会員の方にはメールでお知らせしております。
ご参加お待ちしております！



認知症になる前に、家族みんなで知っておきたい

「まさか我が家が…」になる前に！

認知症・相続の安心対策セミナー

8月10日(月) 13:00~15:00(開場12:40)

◎定員:20名(先着順・完全予約制)

◎セミナー後の個別相談(先着2名様)も受付!

会場:中目BBセミナールーム(中目2-11-30 セントラルビル5F)

「家族だから大丈夫」「まだ元気だから大丈夫」——そう思っていますか？
認知症になると、たとえ家族であっても本人の預金口座が凍結したり、
実家の売却・活用ができなくなる「法律の壁」が存在します。
本セミナーでは、大切な財産とご家族の笑顔を守るために、
元気づけに知っておくべき「家族信託」「遺言」「成年後見」の正しい使い分けと
最新の対策を、専門家が分かりやすく解説いたします。

【こんな悩み・疑問をお持ちの方にオススメです】

- 親が認知症になったら、預金が引き出せなくなるって本当？
- 介護費用を作るために「実家」を売りたいのに売れなくなる？
- 「家族信託」「遺言」「成年後見」…我が家にはどれが必要？
- 子どもや家族に手続きやお金の面で絶対に迷惑をかけたくない

セミナー内容

- 認知症による「口座・実家凍結」の現実と対策
- 遺言・任意後見・家族信託の正しい使い分け
- 我が家の状況がすぐわかる「30秒診断」

【参加特典】
ご参加の希望の特別セミナーご案内特典あり！

司書士 山田 涼太
司法書士法人アプローチ 相続・遺言相談所 代表 山田 涼太

【お申し込み】
司法書士法人アプローチ 相続・遺言相談所 ななばん
〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目1番10号 伊勢屋ビル4F
お申し込みは、お電話・メール・FAX・ウェブのいずれかからお申し込みください。
ご質問は、中目BBセミナールームにて受付いたします。

下記①～③の内容をご記入の上、メール、FAX、ウェブのいずれかからお申し込みください。
①講座名 ②氏名 ③住所 ④TEL ⑤生年月日 ⑥同僚者(生年月日)
⑦Eメール seminar@chunichi-bb.co.jp ⑧FAX 052-232-3501 ⑨フォーム

会社の手続きを
放置していませんか？

**無料
診断**

御社の信用力アップと
安心経営につながります。

登記簿(履歴事項証明書)をお送りいただくだけで、以下を診断します。

役員任期切れ	株券発行会社	株式譲渡制限
--------	--------	--------

さらに、定款内容の見直し提案もセットで実施！

- 01.公告方法の変更によるコスト削減
- 02.新規事業に対応する目的追加
- 03.会社に合った組織体制への最適化

ご相談・診断はすべて無料です。まずはご相談ください！

司法書士法人アプローチ
〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目1番10号 伊勢屋ビル4F
TEL: 052-228-0713 | MAIL: info@approach.gr.jp | Web: www.approach.gr.jp

無料 相続・遺言 相談会実施中

0120-512-432

司法書士法人・行政書士事務所 アプローチ approach

「相続・遺言」相談所 **ななばん**

0120-512-432



相続 遺言

について気軽に相談できるお店

＝2024年9月2日(月)＝

名古屋市中区錦二丁目1

地下鉄丸の内線6番出口より徒歩2分1(日銀の裏付近)

OPEN

6. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士11名が在籍しており、年間2000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様のお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていこうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講演内容については、ご要望に沿えるように致します。

休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ（AMC）」を運営しています。おかげ様で、2026年9月現在、1000名を超える会員数になりました。

年会費等は一切ありません。

なお、入会后、ご相談等いただく際は、AMC会員様である旨をお申し出いただくようお願い申し上げます。

あなたの人生に「安心」をお届けする「アプローチメンバーズクラブ」。この機会に、ぜひご入会下さい。

入会10大特典

無料特典	1 特製ブック等プレゼント(非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	「相続ブック」「卓上カレンダー」など、今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	3 お役立ち情報提供	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間10,000円・税別)となります。
	4 セミナー参加権	セミナー開催のお知らせ アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供
	5 各種専門家紹介	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。
	6 紹介割引	無料セミナーも当然お知らせいたします。
	7 相続対策コンサルティング	外部セミナーにもご招待します。
割引特典	8 個別業務割引	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家(弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介いたします。
	9 財産管理表の作成	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。
	10 顧問契約割引	・初回相談無料・個別業務10%Off
		当事務所提携会社による相続対策コンサルティング
		・初回無料
		今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の10%OFF
		通常料金100,000円・税別～を50%OFF
		当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を10%OFF

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方のみに配信させていただきます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax (052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> ✉ soudan@approach.gr.jp

